

## 諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図に定めるとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、諫早市（以下「市」という。）に属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の許諾)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

(1) 市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4) 次のいずれかに該当する者に益する方法で使用するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、ロゴマークの使用を許諾するときは、諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用許諾通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークを使用できる期間は、原則として令和8年3月31日までとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定により使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市が別に定める「諫早市市施行20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」に基づいて使用すること。
- (4) 第10条に規定する使用状況に関する調査等に協力すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (7) その他市長が不相当と認める方法で使用しないこと。

(許諾内容の変更の申請)

第9条 使用者は、許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更許諾通知書（様式第4号）により、前項の申請を行った使用者に通知するものとする。

3 第5条の規定は、第1項の申請について準用する。

(報告等)

第10条 市長は、ロゴマークの使用状況に関し必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

(使用禁止及び許諾の解除)

第11条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第5条第3項に規定する条件に反したとき。
- (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し、又は使用の許諾を解除することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
  - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
- 3 市長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

（責任の制限）

第12条 前条の規定により、使用者への是正の申入れ又はロゴマークの使用禁止若しくは許諾の解除を行った場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- 2 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補足）

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年3月1日から施行する。

（要領の失効等）

- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに使用許諾をしたロゴマークの使用に係るこの要領の規定は、この要領の廃止後も、なおその効力を有する。



ISAHAYA 20<sup>th</sup> ANNIVERSARY

様式第1号（第4条関係）

## 諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用申請書

年 月 日

諫早市長 様

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

諫早市市制施行20周年記念ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用用途	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用場所	

<連絡先>

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

<添付書類>

- 1 使用イメージがわかるもの
- 2 会社概要等（申込者が法人の場合のみ）
- 3 その他

様式第2号（第5条関係）

## 諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用許諾通知書

年 月 日

様

諫早市長  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった、諫早市市制施行20周年記念ロゴマークの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	第 号
使用用途	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市が別に定める「諫早市市施行20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」に基づいて使用すること。
- (4) 諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用取扱要領第10条に規定する使用状況に関する調査等に協力すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (7) その他市長が不相当と認める方法で使用しないこと。

様式第3号（第9条関係）

## 諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書

年 月 日

諫早市長 様

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

許諾番号	
使用用途	
(変更内容)	

様式第4号（第9条関係）

## 諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

年 月 日

様

諫早市長  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった、諫早市市制施行20周年記念ロゴマークの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	第 号
使用用途	
(変更内容)	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市が別に定める「諫早市市施行20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」に基づいて使用すること。
- (4) 諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク使用取扱要領第10条に規定する使用状況に関する調査等に協力すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (7) その他市長が不相当と認める方法で使用しないこと。

様式第5号（第11条関係）

諫早市市制施行20周年記念ロゴマーク  
使用禁止・使用許諾解除通知書

年 月 日

様

諫早市長  
(公 印 省 略)

年 月 日付け 第 号で許諾した、諫早市市制施行20周年記念ロゴマークの使用について、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

記

1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容

2 理由